

八千代市告示第 65 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき，道路の占有を制限する区域を指定する。

その関係図書は，八千代市役所都市整備部土木管理課において令和 6 年 3 月 6 日から 3 週間縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 6 日

八千代市長 服部友則

道路の種類	別紙のとおり
路線名	別紙のとおり
占有を制限する区域	別紙のとおり
制限の対象とする占有物件	新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。 ただし，電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり，当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は，この限りでない。
占有を制限する理由	緊急輸送道路における占有の制限することにより，災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
占有の制限の開始の期日	令和 6 年 4 月 1 日